

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度第 5 回茨木市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	平成 28 年 2 月 12 日 (金) 午前 10 時 00 分 開会・午前 11 時 00 分 閉会
開 催 場 所	茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
会 長	小幡 範雄
出 席 者	小幡 範雄、渡辺 信久、原田 智代、川口 美加、富田 清香、三好 信明、三上 雅弘、田中 サオリ、福田 榮三、竹原 篤子、矢野 正、嶋本 佳世 (12 人)
欠 席 者	堂脇 末雄、(1 人)
傍 聴 人	1 人
市	西林産業環境部長、上田建設部長、神谷産業環境部次長兼資源循環課長、中井建設部次長兼下水道総務課長、酒井環境事業課長、上村環境衛生センター所長、中野環境事業課主幹兼業務係長、松野下水道総務課計画係長、千品資源循環課計画係長、竹國 (10 人)
議 題 (案 件)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 出席者の報告 (会議の成立) について 3 議題 茨木市一般廃棄物処理基本計画 (案) について <ul style="list-style-type: none"> ・報告 パブリックコメントの実施結果について ・答申 (案) について 4 今後の日程について 5 閉会
配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 4 回茨木市廃棄物減量等審議会におけるご意見への対応ほか 2 提出された意見等及び市の考え方 (パブリックコメント) 3 提出された意見等及び市の考え方 (庁内意見) 4 提出された意見等及び基本計画への反映内容 5 茨木市一般廃棄物処理基本計画について (答申) (案) 6 茨木市一般廃棄物処理基本計画 (案)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開会</p> <p>会議に先立ち、事務局から報告する。</p> <p>昨年 11 月 25 日に開催された前回の審議会において、第 4 章までを審議いただいた後、1 月 8 日から 29 日までの約 3 週間にわたりパブリックコメントを実施した。</p> <p>本日の審議会では、パブリックコメントの結果と対応について審議をいただき、その後、答申の決議をいただくこととしている。</p> <p>資料としては、「第 4 回茨木市廃棄物減量等審議会におけるご意見への対応ほか」、「提出された意見等及び市の考え方 (パブリックコメント)」、「提出された意見等及び市の考え方 (庁内意見)」、「提出された意見等及び基本計画への反映内容」、「茨木市一般廃棄物処理基本計画について (答申) (案)」、最後に「茨木市一般廃棄物処理基本計画 (案) としている。</p> <p>それでは、茨木市廃棄物減量等審議会規則第 3 条第 1 項に基づき、会長に議長を務めていただき、審議をお願いする。</p>
議 長	<p>2 出席者の報告 (会議の成立) について</p> <p>それでは、第 5 回茨木市廃棄物減量等審議会を開催する。</p> <p>まず、はじめに出席状況について、事務局より報告をお願いする。</p>
事 務 局	<p>審議会委員の出席状況は、総数 13 名のうち、出席 11 名、欠席 1 名という状況である。</p> <p>富田委員は、少し遅れて出席すると聞いている。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告があったが、過半数の委員が出席しているので、規則により会議は成立している。</p> <p>この審議会は、1 回目で決定したとおり公開ということになっている。傍聴者がいれば入室を許可する。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議 長	<p>それでは、これから議事を進めるが、議題に入る前に第 4 回審議会で議論をいただいた生活排水処理基本計画について、いくつか修正があるので、その修正につい</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>て事務局から報告をお願いする。</p> <p>それでは、前回いただいた意見への対応について説明する。</p> <p>まず、第4章の3について、A委員からの意見だが、「表4.3.5と表4.3.6のBOD、SS、大腸菌群数などの記載順が表によって異なるので統一すべき」への対応として、表4.3.5の記載項目と同じ並びになるよう表4.3.6を改めた。</p> <p>次に「pHについて、7.5～9.5の幅はどういう意味か」という質問があったことから、その表4.3.6の下に注意書きを追加し、水質調査結果の内容を記載した。</p> <p>修正及び文言整理にあたっては、平成27年度版の「いばらきの環境」を引用している。</p> <p>続いて、69ページ、「表4.4.2の生活排水処理目標0.7%増の説明を追記したほうがよい。また実線と破線の違いはなにか」という指摘については、表4.4.2の生活排水処理目標について、内容欄に説明を追記した。</p> <p>また、実施済みの取組については、全て実線に統一し、更に、表を縦様式に修正し見やすくした。</p> <p>最後に74ページの「住民連携について書かれているが、ごみ編のように市民の取組が具体的に書かれていたほうが良い」とのB委員からの意見に対しては、74ページに各主体の取組を具体的に記載した。</p> <p>以上がいただいたご意見への対応である。</p>
議 長	<p>今事務局から説明があったとおり、前回の第4回の審議会であった意見等についての修正を行ったということである。</p> <p>意見があれば、伺うが、なければ、今の説明のとおりとするということで、よろしく願います。</p> <p>それでは、議題に戻る。</p> <p>今日の審議会だが、これで審議の締めくくりということになるが、先般実施したパブリックコメントの結果について、事務局から報告をお願いする。</p>
事 務 局	<p>それでは、茨木市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うパブリックコメントの実施結果について説明する。</p> <p>意見の募集は、1月8日から1月29日までの期間で実施した。</p> <p>次に、本基本計画案の公表の方法だが、本市のホームページへ掲載したほか、資源循環課他6か所に紙媒体を設置し閲覧できるようにした。その結果2人から6項</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>の意見と2項目の要望等を頂戴した。</p> <p>また、同時期に庁内でも意見を募集したところ、5項目の意見があった。</p> <p>次に、意見の内容及び市の考え方についてだが、配布している「提出された意見等及び市の考え方」、パブリックコメント分と庁内意見分の2種類に記載しており、網掛け部分が基本計画の修正部分となっている。</p> <p>それぞれの意見を基本計画に反映した内容が「提出された意見等と基本計画への反映内容」に記載している。</p> <p>それでは「提出された意見等と基本計画への反映内容」と、「茨木市一般廃棄物処理基本計画(案)」をご覧いただきたい。</p> <p>寄せられた意見を元に修正した箇所のみ報告させていただく。</p> <p>まず1つ目、6ページの図2.2.2. 性別年齢別人口ピラミッドは平成25年度末の実績値を表しているものだが、男女別推計人口と記載されている。また、人口ピラミッドが通常の記事と異なる上から若い年齢になっている。という意見があった。</p> <p>これについては、男女別推計人口という文言を、男女別人口に修正し、また、人口ピラミッドの底辺を0歳にして、上辺を最高年齢者として年齢を刻むよう図を修正した。</p> <p>次に2つ目、13ページのごみ処理フローの「家庭から排出されるごみ」の図中、「古紙」「古布」と記載しているが、14ページの表中では「古紙類」「古布類」と記載されている。統一したほうが良いのではないかとの意見があった。</p> <p>これについては、本計画において市民にわかりやすい表記にするということで、「古紙類」「古布類」に表記を統一した。</p> <p>続いて3つ目、16ページの「生ごみ処理容器等購入補助金制度」という記載だが、36ページ、47ページでは、「生ごみ処理容器等設置補助金制度」となっているので、統一したほうが良いのではないかとの意見があった。</p> <p>これについても、本計画において「生ごみ処理容器等設置補助金制度」に表記を統一した。</p> <p>続いて4つ目、40ページの「目指すまちの姿」の各取組方針の語尾の表現を、「茨木市環境基本計画」に沿い、それぞれ「図られている姿」から「図られています」、「上昇している姿」から「上昇しています」、「進んでいる姿」から「進んでいます」という表現のほうが良いのではないかとの意見があった。</p> <p>これについては、茨木市環境基本計画での取組の記載どおりに修正を行った。</p> <p>続いて5つ目、47ページから50ページの取組内容の中に、「重点施策」を位置づけ、わかりやすく表記したほうが良いのではないかとの意見があった。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p>これについては、各項目ごとに、ひとつの重点施策を選定した上で項目の最上位に配置するとともに、タイトル語尾への「重点施策」の追記を行った。</p> <p>続いて6つ目、事業系ごみ減量化の徹底について、丁寧に記述されたいとの意見があった。</p> <p>これについては、事業系ごみの減量化の徹底を図るため、取組1-2事業系ごみの減量化の推進に、事業系での主導と強化の項目を追加し、重点施策として位置づけた。</p> <p>最後に7つ目、家庭系ごみ、事業系ごみのリサイクルを強力に推進されたいという意見があった。</p> <p>これについては、取組2-1家庭系ごみの再資源化の推進と取組2-2事業系ごみの再資源化の推進における取組の一部を重点施策として位置づけた。</p> <p>以上、今回のパブリックコメントの結果についてのまとめを終わらせていただく。</p> <p>パブリックコメントでの意見が6つ、庁内意見が5つということで、今、事務局から修正内容の報告を受けたが、何か意見等はないか。</p> <p>なければ、修正については、事務局からの報告のとおりで決定したいが、それでよいか。</p> <p>よければ、修正についてはこれで決定とする。</p> <p>それでは、次に移る。</p> <p>答申(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、答申(案)について簡単に説明する。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画(案)について、今までの審議会の内容が反映されている内容となっていること。また、その結果基本計画(案)がおおむね適当なものとして認められるということを、全体に記載し、また後段には、諮問から答申までに至る経過及び計画内容の実現のため、計画に掲げている基本理念、基本方針に沿った取組を図るよう要望する旨を記載したものである。</p> <p>以上、答申(案)の説明を終わる。</p>
議 長	<p>今、事務局から答申(案)の説明があったが、審議会として、このような内容で答申をするということでよいか。意見があれば何う。</p> <p>なければ、ここから自由な意見でも結構なので、あれば意見を伺いたいと思う。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
C 委 員	<p>パブリックコメントの要望欄に、粗大ごみの小型の収集日に取り残しがあるのをよく見かけるので寄せられた要望だと思うが、粗大ごみの大、小のあり方について検討してほしいというのがある。</p> <p>粗大ごみの小型の収集日に残していつているのは、茨木市の分別区分では普通ごみとされているものが多くなっている。ごみ分別アプリや地域の推進員の力で普通ごみの範囲を周知徹底できればと思う。</p>
議 長	粗大ごみの小型の収集日に出された普通ごみが収集されずに残っているのか。
C 委 員	<p>分別区分の違う収集日に出された普通ごみを、収集すると市民への啓発にならない。</p> <p>これは、今日は収集できませんという形で残している。</p>
事 務 局	<p>以前は、粗大ごみという1つの分別区分で収集をしていたが、一昨年4月から、それを粗大ごみの大型と粗大ごみの小型との2つの分別区分に分けた。これは、ごみの減量を目指してのことである。</p> <p>要望を出されている方の意見としては、区分を分けたために、その区分に違反しているものが、取り置きされて残っている。なので、元に戻す、あるいはそういった取り置きがないようにしてほしいということだが、茨木市としては、減量のために粗大ごみを大型、小型という区分に分けたものであり、また実績として、大型、小型と分けて以降、ごみの量がかなり減っていることは事実であり、元に戻すということは考えていない。</p> <p>環境担当部局としては、C委員の意見のとおり啓発が必要であると考えている。</p>
議 長	<p>了解した。</p> <p>基本計画(案)について、何かあれば伺いたい。</p>
D 委 員	<p>今、さして問題になっていないのであれば、余計なことかも知れないが、茨木市では外国人の問題とかは起きていないのか。</p> <p>外国人が多く住むようになると、日本語で書いてあるものが読めないといったことが多くなってくる。</p> <p>悪い事例から言うと、それを地域でなんとかしてくれといった話になったりする。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>地域力でという行政はあまり好ましくない。</p> <p>良い事例としては、丁寧に説明するため、チラシを4ヶ国語で作成しているところも結構出てきている。</p> <p>この地域に外国人がどれくらいいるのか、私はよく知らないが、今後の問題として出てくると思う。ただ、この基本計画(案)に書く必要もないと思うが、啓発についての記載があるので、そこを運用していく際の外国人とのコミュニケーションというのも、今後は意識する必要があるのかもしれない。</p>
議 長	<p>茨木市は立命館大学が移ってきて、留学生も増えているので外国人も結構住んでいるのではないかと思うが。</p>
事 務 局	<p>本市の現状について説明したいと思う。</p> <p>先日も1件、外国人が多く住んでいる団地の自治会の方から相談があった。</p> <p>外国人でごみの出し方とか日本語がわからないということで、決められた日以外にごみを出すという問題が出ている。なんとかしてほしいということであった。</p> <p>茨木市でも3ヶ国語表記のパンフレットを用意しているので、それを自治会長に複数部渡しして、団地住民への啓発を依頼した経過がある。</p>
E 委 員	<p>伺いたいのだが、大学でそういった留学生や寮への指導はどのようにしているのか。</p>
議 長	<p>大学では、行政からの連絡事項はきちんと守るよといことは言っていると思うが、それ以上はしていないのではないかと思う。</p>
E 委 員	<p>今度、商工会の跡地に立命館大学の学生寮ができるはずだが、あの辺りは住宅地なので、摩擦が起きる懸念があるのではないか。</p>
議 長	<p>そういったことについては、「静かにする」といった看板を立てるなどして注意喚起していくことになっている。</p>
E 委 員	<p>その際、ごみの出し方というのが、比較的トラブルになり易いと、よく聞くので、大学からの積極的な指導の方が、市よりもストレートに指導しやすいと思う。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p>そのとおりだと思う。</p> <p>学生たちにリサイクルや減量ということ、他にも人の集まりといったことについても指導していきたいと思う。</p> <p>まだ移転して間がなく、そういった措置がまだ出来ていないので、今後は大学側でもしっかり考えていきたいと思っている。</p>
E 委 員	<p>「市から言われても」というところが、結局、住民間トラブルの種になるので、その辺りがうまくできればと思う。</p>
議 長	<p>大学は市に任せ、市は大学に任せるとなるとは、宙ぶらりんになるというか、無責任になってしまうので、その辺りはしっかりやっていきたいと思っている。</p>
F 委 員	<p>先ほどのごみの件だが、私の地域ではそれほどはないと思う。マンションに住んでいる人は普通ごみを毎日出している。そんな人が引っ越しされ、私の地域に来たとして、その人は「普通ごみは毎日」という意識があるので、ごみステーションに毎日出す可能性があると思う。</p> <p>市からの連絡事項等は、自治会を通じて回覧しているが、管理会社にもそういった啓発するような文書を出しているのか。</p>
事 務 局	<p>ごみ集積場所には、普通ごみを置く場所、粗大ごみを置く場所、資源物を置く場所がある。</p> <p>マンションのやり方になるが、ごみ集積場所が1ヶ所しかない。それで中には資源物を置くことができないから、普通ごみを毎日出してもらったら困るところもあるが、多くのところは、資源物等については毎日出してもよいとしている。</p> <p>ただしそれは、マンションの敷地の中のごみ集積場所で、その住民以外はごみを出しに来ないようなところである。</p> <p>ところがそれ以外のごみ集積場所というのは、公のところにあることから、ごみを収集日以外に出されると生活環境上良くないし、火災の発生も考えられる。</p> <p>実際に火災が発生したこともあるので、ごみは当日の朝8時までに出してくださいということにしている。</p> <p>普通ごみについては生ごみが多いので午前中に、その他のごみについてもできるだけ早い時間等に収集しようとしているが、それはごみがいつまでもあると隣の</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
F 委 員	<p>迷惑になるからである。</p> <p>マンションの中のごみについては、この管理会社が、ごみはこのように分別して出すよう住民に対し説明している。</p> <p>そこに何曜日に出してくださいとなってもマンションの構造上からできない場合があるようだが、市はその曜日でないと収集しない。そのためごみ集積場所が散乱するとなっても、管理人が対応することであり、市で指導はできない。</p> <p>マンションから一戸建てに引っ越してからもそういう癖がでてくるのではないか。</p> <p>50代以上の人の中には、未だに、燃えるごみ、燃えないごみと言う人がいる。</p> <p>燃えるごみは普通ごみで出して、燃えないごみは粗大ごみだと言うので、そうではないと話をしている。普通ごみは燃える燃えないで分けなくてよいし、粗大ごみは1メートル未満か1メートル以上かで小型、大型に分けてもらえればよいと。</p>
事 務 局	<p>そういった形で推進員として指導してもらっているのはありがたい。</p> <p>ただ、時代に遅れているわけではなく、茨木市がたまたまそういうやり方だということである。</p> <p>マンションの住人が、たまたまそこに住んでいたのが、他のところへ転居したのと同じように、茨木市民であった人が他市へ移動された場合、こんなものだと思いついで、可燃物、不燃物の分別をせず何もかも一緒に捨てるかもしれない。その場合、ごみの出し方について指導されるのは元茨木市民となってしまう。</p> <p>茨木市の施設は熔融炉であり、溶かして処分しているから大方のものは処分できるが、他市ではほとんどが焼却炉であり、燃えるごみと燃えないごみを分別しなければならない。施設の型式が違うため、そういった差が出る。</p> <p>燃えるごみと燃えないごみを分けるのは、他市から茨木市に転入して来た人であれば、40代であっても20代であっても同じである。</p> <p>そのような訳で、茨木市に転入してきたら、ごみを集積場所に出す場合は、このルールでお願いするということが大事であり、それ以外のことについて指導するのは難しい。</p>
F 委 員	<p>了解した。</p> <p>粗大ごみを小型、大型に分けた時に、市民の人とトラブルになったことがある。なぜ2つに分けたのかと。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>小型はパッカー車で来るが、大型になると、平型の車両で来るのではないか。それで収集しながら移動するので、小型、大型に分けたのだらうと。</p> <p>だが、実際には大型の日でもパッカー車が来ている。大型が入るのだから、小型も一緒に入れたらいいのではないかという話があった。</p> <p>市では、分別する意識を浸透させるために、1メートル未満とそれ以上とに分けたという説明をしても、同じパッカー車に入れるのだったら、分ける必要がないではないかとの話が昨年か一昨年にあった。</p> <p>その件は検討時に色々議論になったが、きっかけは粗大ごみの収集日に普通ごみが多く出されていたことにある。今でもそうだが、粗大ごみの日といえば何でもありになっているところがある。</p> <p>普通ごみに該当するものであっても出しており、粗大ごみと普通ごみが入り混じって乱雑なごみ集積場所になっていると思う。それを厳密にして、これは取る、これは取らないとすると、苦情が出る。しかし、それを続けると、測っているわけではないのでおおよそということになるが、1メートル未満と、以上とに分かれてくる。</p>
F 委 員	メジャーで測っている。
事 務 局	<p>分別を増やした当初は、なぜ分けたのかという話になるものである。</p> <p>また、なぜ収集員が最初の頃はメジャーを持っていたかという点、例えば小型の日に、1メートル未満なのに収集していないとか、1メートル以上なのに収集しているといった苦情が、市や収集を委託している会社へ入ることになる。</p> <p>そこで、収集の際にこちらで確認しているから間違いないと説明できるようにするためであろう。</p> <p>ところが95センチとか1メートル5センチのものに対して、そこまで厳しくする必要はないので、収集員には、誰が見ても1メートル未満であるとか、1メートル以上であるといったことが分かる範囲で置き置きするよう指示していた。その程度でないと、問題が起きすぎてしまう。</p> <p>そもそもなぜ粗大ごみを小型、大型に分けたかという点、先ほども申し上げたが、粗大ごみの収集日に普通ごみやその他のごみが出されており、例えば長靴1足、ハンガー1本でも出していけば持って行くだろうということになっていたためである。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>まずは、きちんと分別するという意識を持ってもらうために、粗大ごみを小型、大型に分けたところであり、パッカー車の件については、粗大ごみの小型、大型に限らず、普通ごみであっても同じごみ処理場のごみピットに搬入するものであり、そういった論法からすると、分ける必要が無くなってしまう。</p> <p>ただ、そこはごみ減量の意識を持ってもらわないといけないので分けたということである。</p> <p>茨木市では、溶融炉ができた当初はトラックで収集しており、ごみ処理場には大きなごみを潰すための機械があった。</p> <p>ところが、そんなことをしなくてもパッカー車で粉碎できるものばかりで、2メートルも3メートルもあるのは通常のごみには出されなかったもので、粗大ごみであっても、そういう形で収集を行うようになった。</p>
議 長	<p>今の話の関連だが、一般廃棄物処理基本計画の48ページに、市としてはごみ出しルールの周知徹底とか、市民啓発の推進ということで、市民に対し啓発及び情報提供を行っていくということが言われているが、茨木市全体のごみネットワークといったようなものはあるのか。</p>
事 務 局	<p>廃棄物減量等推進員がある。</p>
F 委 員	<p>廃棄物減量等推進員はあるが、委嘱状の伝達時に皆を集めて説明があるだけである。事務局から、今後、勉強会を作るという話を聞いたことがある。</p>
議 長	<p>市が計画し、住民側でもこうしていくというような形で、相互がうまくいく形で進めることができればよいのではないかと感じている。</p>
F 委 員	<p>ごみ分別アプリだが、ごみの出し方とか、ごみの種類とかが分かるようになっている。</p> <p>来期から各町内にごみ分別アプリの大きい周知ポスターを各掲示板やごみ集積場所に貼って、また、自治会の各会員に配布しようと考えている。</p> <p>市民には広報1月号に掲載してあったのだが、市民の多くが見ない、読まないということで、地域内には約60ヶ所の集積場所があるが、全てに周知ポスターを貼る。</p> <p>ただし、先ほど言ったマンションの住民は予定外である。管理会社は自治会と関係ないから、相手にしてくれないからだ。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	それは、廃棄物減量等推進員としてやるのか、それとも自治会としてやるのか。
F 委 員	自治会と一緒にやってやることになる。自治会長提案で副会長が廃棄物減量等推進員になっているので。
議 長	全ての自治会がそうなっているのか。
F 委 員	私の地域だけである。
事 務 局	先ほど広報は読まないという話が出たが、広報は読んでもらっているということ を基本に置いている。 ごみ分別アプリは、自治会に入っていない人、それから単身世帯マンションの住 民等について、中にはあまり興味のない人もいるので、若い人をターゲットにごみ 分別の意識を持ってもらおうということで作った。
F 委 員	私には技術的なことは分からないが、アプリの配信が始まって、こども会がやっ ている集団回収の日をカレンダーに表示してほしい等、いくつか要望をしたのだが、 無理とのことだった。
議 長	アプリの周知については、全戸配布しているのか。
事 務 局	先ほど申し上げたとおり、全戸配布の市広報に掲載した。 ただ、スマートフォンでしか利用はできない。
議 長	情報提供として、また別の方法も考えてもらったほうがよいのではないか。
F 委 員	先ほどサンプルを見せてもらったが、デザインをもう少しシンプルにしたポスタ ーを作ってもらっているところである。 それができあがったら地域内のごみ集積場所に掲示し、また、全戸配布しようと 思っている。
E 委 員	広報以外の周知方法で、今のところ進めているのはあるのか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	市のホームページにも掲載している。
E 委 員	それこそ大学の掲示板に貼ってもらったら良いと思う。
議 長	確かに、学生はすぐに使えると思う。
事 務 局	<p>茨木市ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」の周知方法については、ホームページ、広報でも掲載しているが、それとは別に配信を始めた直後に、茨木イオンショッピングセンターの場所を借りて、比較的若い方が多い西側エントランスでチラシを 500 枚ほど配布したところである。</p> <p>その成果もあったのかもしれないが、1月のダウンロード数が 1500 前後ということであり、一定周知ができているものと考えている。もちろん今後も学生を対象とした周知の方法も含め、更なる周知に努めたいと考えている。</p>
E 委 員	4月の入学時に大学の案内等と一緒に配布されると、大学生は特に困る時期なので良いのではないかと思う。
議 長	<p>大学には、また掲示しておく。</p> <p>色々あるかとは思いますが、これで意見を出してもらったということで、もう一度確認させてもらおうが、答申については、私に一任してもらおうということでよいか。</p> <p>異議がないようなので、そうさせてもらう。</p> <p>それでは、これで第5回の審議会を終了する。</p>